

一般社団法人群馬県ソフトボール協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県ソフトボール協会（以下「当法人」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、群馬県のソフトボール界を統轄し、代表する団体として群馬県のソフトボールの普及と振興並びに競技力の向上を図り、もって群馬県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソフトボールの普及及び奨励並びに競技力向上のために必要な事業
- (2) ソフトボールに関する競技会の開催事業
- (3) ソフトボール競技公認審判員、公式記録員及びコーチの養成を目的とした事業
- (4) ソフトボールチームの育成及び選手の強化に関する事業
- (5) ソフトボールに関する講習会の開催、情報の収集、伝達に関する事業
- (6) ソフトボールの全国大会、関東大会、関東ブロック大会等への役員及びチームの派遣に関する事業
- (7) 関連組織への援助及び助成を行う事業
- (8) 群馬県、公益財団法人群馬県スポーツ協会、公益財団法人日本ソフトボール協会その他の関係機関と連絡協調し、これらに協力する事業
- (9) 日本女子ソフトボールリーグ等のチケット販売に関する事業
- (10) ソフトボール関連書籍及び商品の販売
- (11) 前各号に附帯関連し、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織員

(組織員)

第5条 当法人は、次の団体及び個人をもって組織する。

- (1) 公益財団法人日本ソフトボール協会に登録され当法人に加盟したチーム
- (2) 群馬県高等学校体育連盟ソフトボール専門部に登録され当法人に加盟したチーム
- (3) 群馬県中学校体育連盟ソフトボール競技部に登録され当法人に加盟したチーム
- (4) 群馬県各地域に設置され当法人の支部協会として加盟したソフトボール団体、及び支部協会に登録され当法人に加盟したチーム
- (5) 公益財団法人日本ソフトボール協会公認審判員、公式記録員又は公益財団法人日本スポーツ協会公認コーチの資格を有し、当法人に加盟した審判員、記録員及びコーチ
- (6) 当法人の目的に賛同し当法人に加盟したソフトボール関係者及び学識経験者等

(加盟手続)

第6条 当法人に加盟しようとする団体及び個人は、理事会が定める加盟申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前条第2号又は第3号に規定するチームについては、群馬県高等学校体育連盟ソフトボール専門部又は群馬県中学校体育連盟ソフトボール競技部が取りまとめて加盟申請書を提出するものとする。
- 3 前条第4号に規定するチームについては、各支部協会が取りまとめて加盟申請書を提出するものとする。
- 4 理事会が第1項の承認をするにあたっては、代議員会において定める基準によって、その可否を決定しなければならない。
- 5 理事会が第1項の承認をしない決定をした場合には、遅滞なく、加盟申請者(第2項及び第3項に定める場合にあつては、取りまとめて加盟申請書を提出した者)に対し、その旨を通知しなければならない。加盟申請書を会長が受領した後60日以内に当該通知を発しない場合には、第1項の承認をしたものとみなす。

6 加盟手続きに関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定める規則による。

(組織員の資格喪失)

第7条 第5条に定める組織員（以下、単に「組織員」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡したとき（個人である組織員に限る）
- (3) 解散したとき（団体である組織員に限る）
- (4) この定款に定める会費等の納入を6か月以上怠ったとき
- (5) 除名されたとき

(脱 退)

第8条 組織員は、理事会が別に定める脱退申請書を提出することによって、いつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 組織員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該組織員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(組織員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 組織員が第7条の規定によりその資格を喪失したときには、当法人に対する組織員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、組織員である間に生じた未履行の義務については、これを免れることができない。

2 当法人は、組織員がその資格を喪失しても、当該組織員が既に納入した会費等又はその他拠出金品について、それを返還する義務を負わない。

第3章 代議員

(代議員の選任、員数その他)

第11条 当法人に代議員を置く。

2 代議員は44名以上50名以内(自然人に限る。)とし、次のとおり選任する。

(1) 第5条第4号に定める各支部協会から各1名(計14名)

(2) 第5条第1号ないし第4号に定めるチームから18名以内。ただし、15名以上でなければならない。

(3) 代議員選任委員会の選任により18名以内。ただし、15名以上でなければならない。

3 当法人は、本条に定める代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する「社員」とする。

4 代議員は、当法人の理事又は監事を兼ねることができない。

5 代議員の選任に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定める規則による。

(代議員選任委員会)

第12条 前条第2項第3号に定める代議員選任委員会は、代議員3名、理事3名、外部委員1名の合計7名で構成する(代議員選任委員会の構成員を、以下「代議員選任委員」という)。

2 代議員選任委員である代議員3名のうち1名は前条第2項第1号、1名は第2号及び1名は同項第3号の区分から選任された代議員として、代議員会の決議により選定する。

3 代議員選任委員である理事3名は、会長及び理事長以外の理事とし、理事会の決議により選定する。

4 代議員選任委員である外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 理事、監事若しくは代議員又は過去にそれであった者

(2) 前項に該当する者の3親等内の親族

5 理事会及び代議員会は、代議員選任委員会に対し、代議員候補者を推薦することができる。

6 代議員選任委員会の決議は、代議員選任委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

7 代議員選任委員会の議事については、理事会が定めるところにより議事録を作成し、出席した代議員選任委員の全員が署名又は記名押印のうえ、代議員選任委員会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

8 代議員選任委員会の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定める規則による。

(代議員名簿)

第13条 当法人は、代議員の氏名及び住所を記載した代議員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 代議員は、代議員名簿に記載された住所又は氏名に変更があったときには、直ちに、その旨を当法人に届け出なければならない。

3 当法人の代議員に対する通知は、代議員名簿に記載した住所に宛てて発するものとし、かつ、それで足りるものとする。

(代議員の任期)

第14条 代議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した代議員の補欠として選任された代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(代議員の資格の喪失)

第15条 代議員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 辞任したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 解任されたとき

(辞 任)

第16条 代議員は、3か月前までに予告することによって辞任することができる。

(解 任)

第17条 代議員は、正当な事由があるときに限り、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、

これを解任することができる。この場合において、当法人は、当該代議員に対し、当該代議員会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

- 2 解任は、前項の規定によって解任した代議員にその旨を通知しなければ、これをもって当該代議員に対抗することができない。

(代議員に欠員を生じた場合の措置)

第18条 代議員の員数が第11条第2項各号に定める員数(第2号及び第3号の区分による代議員についてはその下限の員数)を欠くに至った場合、同項各号の区分にしたがって、直ちに後任者を選任しなければならない。

- 2 前項に定める場合、後任者が選任されるまで、代議員会を開催することができない。第27条に定める代議員会の決議の省略についても同様とする。

- 3 前項の規定は、代議員会の開催を必要とする場合において、第1項の後任者を直ちに選任することができないやむを得ない事情があるときには、これを適用しない。ただし、代議員の総数は34名以上でなければならない

- 4 代議員の員数が第11条第2項第2号及び第3号に定める員数を欠くに至った場合(第1項に定める場合を除く。)、同項各号の区分にしたがって、後任者を選任することができる。

第4章 代議員会

(代議員会)

第19条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 代議員会は、一般法人法に規定する「社員総会」とする。

(議決権等)

第20条 代議員は、代議員会において、1名につき1個の議決権を有する。

(代議員会の権限)

第21条 代議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事を選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額又は報酬等の額を算定する基準の決定

- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算報告（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書並びにそれらの附属書類）等の承認
- (6) 組織員の加盟の基準
- (7) 第52条に規定する会費等の納入義務及び金額
- (8) 組織員の除名及び代議員の解任
- (9) 長期借入金及び重要な財産の処分の承認
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (12) 代議員選任委員（代議員である者に限る。）の選定
- (13) 理事会において代議員会に付議した事項
- (14) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項（社員総会で決議するものとして定められた事項）及びこの定款に定める事項

（開 催）

- 第22条 当法人の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会とし、定時代議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時代議員会は、必要に応じて開催する。
- 2 代議員会は、群馬県内において開催する。

（招 集）

- 第23条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集し、副会長全員に事故若しくは支障があるときは、理事がこれを招集する。
- 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。
- 3 代議員会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令に定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、代議員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 会長は、第2項の規定による請求があったときは、その請求の日から6週間以内の日を代議員会の日とする臨時代議員会の招集の通知を発しなければならない

い。

(招集手続の省略)

第24条 代議員会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 代議員会の議長は、その代議員会において出席した代議員のうちから選任する。

(決議の方法)

第26条 代議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 組織員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(代議員会の決議の省略)

第27条 代議員会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第28条 代議員は、当法人の代議員を代理人として、代議員会における議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員は、代理権を証明す

る書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における第26条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(代議員会議事録)

第29条 代議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した代議員のうち2名が署名又は記名押印のうえ、代議員会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(代議員会規則)

第30条 代議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員会において別に定める代議員会規則による。

第5章 役員

(役員の設置、員数並びに選任方法)

第31条 当法人に、次のとおり理事及び監事（以下、理事と監事を総称して「役員」という。）を置く。

(1) 理事 10名以上35名以内

(2) 監事 2名

2 当法人の役員は、代議員会において選任する。

3 当法人に会長（1名）、副会長（若干名）、理事長（1名）、副理事長（若干名）及び常務理事（若干名）を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 会長及び理事長をもって、代表理事とする。代表理事以外の理事は、当法人を代表しない。

5 理事は、当法人の監事、代議員又は使用人を兼ねることができない。

6 監事は、当法人の理事、代議員又は使用人を兼ねることができない。

7 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人法」という。）施行令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 8 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして公益法人法施行令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして公益法人法施行令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、会務を統轄し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 6 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 7 理事の職務権限とその分掌は、理事会において別に定めるところによる。
- 8 理事は、代議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

（監事の職務及び権限）

第33条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 法務省令で定めるところにより監査報告書を作成すること
- (4) 代議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること
- (5) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを代議員会及び理事会に報告すること
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (7) 理事が代議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調

査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を代議員会に報告すること

(8) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(9) その他法令に定められた監事の権限を行使すること

(任 期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の任期と同一とする。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了すべき時までとする。

5 役員が欠けた場合又は第31条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第35条 役員は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第36条 当法人は、役員に対し、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額又は額を算定するための規定については、代議員会の決議により定める。

2 当法人は、役員に対し、その職務を行うために要する費用を支払う。

(取引の制限)

第37条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な

事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第38条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長、顧問、参与)

第39条 当法人に、名誉会長、顧問及び参与各若干名を置くことができる。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 名誉会長は、当法人の会長であった者又は当法人に特に功労があった者の中から、理事会又は代議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。名誉会長は、当法人の重要事項について、会長に意見を述べることができる。

3 顧問は、当法人の会長若しくは副会長であった者又は当法人に功労があった者の中から、理事会又は代議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 参与は、理事会又は代議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。参与は、理事会の諮問に応ずる。

5 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第40条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 代議員会の招集、日時及び場所並びに会議の目的である事項の決定
- (2) 規則（代議員会が定めるものを除く。）の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職
- (5) 業務執行の決定
- (6) その他法令及びこの定款に定める事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第38条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

第42条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年定期に、年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。この場合において、招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときには、その請求をした理事が理事会を招集することができる。
- (3) 第33条第6号の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は

同号に基づき監事が招集したとき

(招 集)

第43条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第2号により理事が招集する場合及び同項第3号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は同項第3号の請求があった場合には、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的である事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに理事及び監事に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(定足数)

第45条 理事会は、当該理事会の会議の目的である事項について議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第46条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる出席理事の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみな

す。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般法人法第91条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印のうえ、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会規則)

第50条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会規則による。

第7章 加盟団体

(加盟)

第51条 当法人は、公益財団法人群馬県スポーツ協会、公益財団法人日本ソフトボール協会及び関東ソフトボール協会に、その加盟団体として加盟する。

第8章 財産及び会計

(会費等)

第52条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、当法人の構成員、代議員、理事及び監事は、会費等の経費を支払う義務を負う。

2 会費等の支払い義務及び金額に関し必要な事項は代議員会において、会費等の徴収方法に関し必要な事項は理事会において、それぞれ別に定める規則による。

(事業年度)

第53条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けて、定時代議員会に提出しなければならない。なお、第3号から第6号までの書類については、定時代議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第56条 当法人が借入をしようとするときは、借入時の事業年度の収入をもって完済する短期借入金を除き、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を経なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(剰余金の分配を行わない定め)

第57条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第58条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 当法人は、第55条各号に掲げる計算書類等については、作成した時から10年間保存しなければならない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第59条 この定款は、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議をもって、これを変更することができる。

(合併等)

第60条 当法人は、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人（公益認定を受けた法人を含む。）との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第61条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することによって解散する。

2 当法人の解散により清算人を選任する場合においては、第31条の理事に関する規定を清算人に準用する。

(残余財産の帰属)

第62条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益法人法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第63条 当法人の事業を推進するために必要であるときは、理事会はその決議によって委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、組織員（団体である組織員にあつては、当該団体に属する個人を含む。）及び学職経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会は理事会から諮問された事項について調査及び検討を行い、諮問に答申する。

4 委員会又は委員は、法令及びこの定款の定める理事、理事会及び監事の権限を代理することはできない。

5 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

第11章 事務局

（事務局）

第64条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命し、その他の職員は、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

第12章 書類の備え置き、情報公開及び個人情報の保護

（備え置く書類等）

第65条 当法人は、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。ただし、計算書類に該当する書類（第55条各号に掲げる書類及び監査報告書とする。）については、それを承認した定時代議員会の日の2週間前の日から5年間、代議員選任委員会、代議員会又は理事会の議事録については、代議員選任委員会の日、代議員会の日又は理事会の日から10年間備え置くことで足りる。

(1) 定款

(2) 組織員の名簿

- (3) 代議員名簿
 - (4) 理事、監事及び職員の名簿
 - (5) 許認可及び登記等に関する書類
 - (6) 代議員選任委員会、代議員会及び理事会の議事録
 - (7) 理事会及び代議員会が定めた規則及び規定
 - (8) 事業報告
 - (9) 事業報告の付属明細書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (12) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
 - (13) 財産目録
 - (14) 監査報告書
 - (15) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号に掲げる書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に定める規則による。

（情報公開）

第66条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

（個人情報の保護）

第67条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

第13章 公告の方法

（公告の方法）

第68条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第14章 利益供与の禁止

(利益供与の禁止)

第69条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員、代議員若しくは組織員(団体である組織員にあっては、当該団体に属する個人を含む。)又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して、特別の利益を与えてはならない。

第15章 定款細則への委任

(委任条項)

第70条 この定款の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める定款細則による。

第16章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第71条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町455番地

設立時社員 宮 沢 武

2 群馬県前橋市鶴光路町61番地5

設立時社員 北 澤 篤 久

3 群馬県渋川市渋川3647番地16

設立時社員 柴 本 宣 広

4 群馬県高崎市南大類町乙35番地

設立時社員 村 木 幸 与

5 群馬県高崎市下之城町172番地8

設立時社員 吉 田 健 一

6 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4017番地

設立時社員 山 田 孝 行

2 設立時社員は、第11条第3項の規定に関わらず、第75条第2項に定める時まで、当法人の一般法人法上の社員として、当法人の設立事務その他必要な行為を行う権利義務を有する。この場合、代議員及び代議員会に関する規定は、第1

1 条及び第 1 8 条を除き、設立時社員及び社員総会に準用する。

(設立時理事及び設立時監事)

第 7 2 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

1 群馬県館林市新宿二丁目 1 1 番 7 号

設立時理事 畑 中 隆 志

2 群馬県太田市中根町 6 2 8 番地 1

設立時理事 西 脇 雅 宏

3 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀 4 0 1 7 番地

設立時理事 山 田 孝 行

4 群馬県桐生市広沢町五丁目 1 5 0 9 番地の 2

設立時理事 田 島 昇

5 群馬県みどり市笠懸町鹿 4 0 7 7 番地 1 7

設立時理事 篠 崎 浩

6 群馬県伊勢崎市連取町 1 1 5 6 番地 1 3

設立時理事 野 村 長 次

7 群馬県前橋市上佐鳥町 6 5 8 番地 1

設立時理事 中 澤 幸 彦

8 群馬県高崎市新保町 2 9 4 番地 1

設立時理事 井 草 修 一

9 群馬県藤岡市立石 1 2 4 7 番地 4

設立時理事 上 原 一 夫

10 群馬県富岡市田篠 2 0 0 7 番地 9

設立時理事 小金澤 寛 典

11 群馬県安中市郷原 1 8 7 番地 3

設立時理事 山 田 中 久

12 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 4 5 5 番地

設立時理事 宮 沢 武

13 群馬県渋川市渋川 3 6 4 7 番地 1 6

設立時理事 柴 本 宣 広

14 群馬県利根郡みなかみ町新巻 3 5 8 0 番地

設立時理事 生 方 純 夫

- 15 群馬県藤岡市鬼石 6 6 3 番地 5
設立時理事 米 田 英 夫
- 16 群馬県藤岡市森 3 4 2 番地 3
設立時理事 熊 井 信 也
- 17 群馬県伊勢崎市境伊与久 5 9 2 番地 1
設立時理事 多賀谷 尚 美
- 18 群馬県高崎市下之城町 1 7 2 番地 8
設立時理事 吉 田 健 一
- 19 群馬県前橋市富士見町米野 3 4 6 番地 4
設立時理事 大 川 巳智男
- 20 群馬県桐生市新里町新川 3 8 2 5 番地 5
設立時理事 長谷川 武
- 21 群馬県前橋市上大島町 3 9 4 番地 1 1
設立時理事 柳 澤 俊 明
- 22 群馬県高崎市箕郷町和田山 5 6 0 番地 1
設立時理事 原 田 泰 光
- 23 群馬県前橋市古市町一丁目 2 7 番地 2 1
設立時理事 富 所 亜 紀
- 24 群馬県高崎市正観寺町 4 9 4 番地
設立時理事 武 井 利 訓
- 25 群馬県高崎市南大類町乙 3 5 番地
設立時理事 村 木 幸 与
- 26 群馬県高崎市倉賀野町 1 2 7 4 番地 1 3
設立時理事 高 橋 伸 次
- 27 群馬県前橋市鶴光路町 6 1 番地 5
設立時理事 北 澤 篤 久
- 28 群馬県渋川市金井 4 2 4 番地 1
設立時理事 星 名 建 市
- 29 群馬県前橋市天川原町二丁目 1 番地 9
設立時理事 樋 口 明 彦
- 30 群馬県高崎市楽間町 4 1 5 番地 1 6
設立時理事 星 野 森一郎

31 群馬県高崎市箕郷町生原 1 1 5 番地 6

設立時理事 西 湯 二

32 埼玉県さいたま市桜区西堀六丁目 1 8 番 2 5 - 2 号

設立時理事 堤 英 憲

33 群馬県前橋市大利根町一丁目 2 7 番地 4

設立時理事 原 口 秀 樹

34 群馬県高崎市東貝沢町三丁目 1 番地 8

設立時理事 藤 本 大

35 群馬県高崎市赤坂町 7 7 番地

設立時理事 須 田 冴 子

1 群馬県高崎市日高町 1 5 1 番地

設立時監事 加 藤 孝 明

2 群馬県高崎市金古町 1 3 8 9 番地

設立時監事 竹 渕 育 子

(設立時代表理事)

第 7 3 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

1 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 4 5 5 番地

設立時代表理事（会長） 宮 沢 武

2 群馬県前橋市鶴光路町 6 1 番地 5

設立時代表理事（理事長） 北 澤 篤 久

(最初の事業年度)

第 7 4 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 3 月末日までとする。

(最初の代議員選任手続)

第 7 5 条 会長は、当法人の設立後、直ちに、第 1 1 条の規定に基づき代議員の選任手続を取らなければならない。この場合、第 1 2 条第 1 項に定める代議員選任委員のうち代議員の 3 名は、設立時社員のうちから互選で定めるものとする。

2 設立時社員は、前項に定める代議員の選任手続が終了した時に、一般法人法に

定める社員としての資格及び地位を失い、社員ではなくなるものとする。

(定款に定めのない事項)

第76条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人群馬県ソフトボール協会 を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士岡住貞宏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年2月6日

設立時社員 宮 沢 武

設立時社員 北 澤 篤 久

設立時社員 柴 本 宣 広

設立時社員 村 木 幸 与

設立時社員 吉 田 健 一

設立時社員 山 田 孝 行

上記設立時社員6名の定款作成代理人

群馬県藤岡市中栗須110番地2

司法書士 岡 住 貞 宏

以下余白